

海外部隊並海外居留民船舶輸送二航ヲ

二〇一〇一八
交通部

第一 船舶艦艇運用ノ現況

一 海外部隊並海外居留民歸還ノ爲現ニ聯合軍司令部ヨリ認可セラレアル
頗數左ノ如シ

(一) 一般商船 二十二隻 約九万一千總噸

(二) 海軍艦艇 百十三隻 約十八万排水噸 (總噸數換算約七万總噸)

(三) 軍艦 SB 三隻 約一・五万總噸

註 以上ノ外

(一) 伊豆諸島・臺駁・對馬・五島輸送ノ爲東部軍官區及西部軍官區ニ
於テ現地小型船艇ヲ使用中
(二) 南西諸島定期航路用トシテ小運船六隻 (約千五百總噸) ラ認可セ
ラレアリ 近ク就航ノ見込
(三) 箱山ニ對シ鐵道連絡船二隻約一万總噸就航中

二 前項船舶適用ノ大綱左ノ如シ

1122

(一) 一般商船

1. 朝鮮方面 別ニ鐵道連絡船 計
十五隻 滝隻 約三・九万總噸

2. 南西諸島方面 二隻 約五千總噸

3. 北支方面 三隻 約二万總噸

各中部太平洋方面

三隻 約二・七万總噸

(二) 海軍艦艇

1. 比島方面 約十五隻 約五・四万排水噸

2. 南方諸島 五十二隻 約九・四万排水噸

(中部太平洋及小笠原)

3. 朝鮮 二十七隻 約一・一万排水噸

(三) 軍艦

一部目下南鮮ニ就航中ニシテ博多ニ於テ還航省ニ保管轉管後二十日

以降十二隻ヲ沖繩方面ニ碇詠ヲ南鮮ニ就航セシムル豫定

三、船舶運用ノ大綱ハ聯合國側ノ認可ニヨリ一應前述ノ如ク定メラレタルモ右ハ一一ニ聯合國側ノ意圖ニヨリ決定セラルモノナルタ以テ今後相

當ノ變更アルヲ豫期キラル

四、以上船舶ノ運用ハ左ノ諸點ニ於テ從來陸軍ニ於テ自主的ニ實施シナリ

モノト根本的差異ヲ有スルモノニシテ從ツテ運航能率發揮ノ點ニ於テ
モ吉日ノ比ニアラサルコトヲ諒承セラレ度

(一) 運輸ノ全般責任ハ運輸大臣ナリ

從ツテ從來ノ如ク毛草獨自ノ立場ニ於テ選用シ奉ル船舶ヲ保有セヨ
(二) 運航ハ一隻毎ニ其都度聯合國司令部ノ認可ヲ要シ且認可後ト雖モ聯
合國側ノ監督下ニ運航スルヲ要ス

特ニ本國以外ノ風管區域ニ毛シテハ更ニ別途認可ヲ要ス

(三) 一度認可セラレタル船舶トモ既合意ノ者固ニヨリ隨時變更セラル
毎認可後ノ故障發生等ノ為計畫變りノ運航不可能トナラハ更ニ頭メテ再
認可ヲ要シ運航ラ益々連続セシム

國通信遠慶儀下シ通信ノ起迄ノ期シ難シ

(四) 現在ニ於ケル陸海軍船艇等ノ志氣ノ低下

(五) 終較ニ伴フ海運總局並船舶運營會ノ熟意實行力ノ缺如

第三 十月ニ於ケル輸送力ノ現況並將來ノ大観

一、前述船籍適用ノ大綱ニ基キ目下其大部力就航若クハ近ク就航ヤントルツツアリ

塊配船ニ基ク十月末迄ニ於ケル各方面輸送力ノ判斷次ノ如シ

(一) 南鮮方面

二十五萬人(米國援助ノLSTニヨル二萬人ヲ含ム)

(二) 南支諸島方面

五萬八

(三) 北支方面

一、五萬人

(四) 中部太平洋方面

一萬八

(五) 比島方面

〇一万八

歸還輸送ノ爲今後更ニ配船ヲ交渉申ノモノ次ノ如シ

(一) 支那方面 二隻

約一・五萬總噸

(二) 南方地區

二隻

約一・四方總噸

南方地區配船ハ塊ニ南方軍作戰地域内ニ在ル船舶ヲ歸還セシメントス

前ニ南方配當船中ノ大半フ歸還セシムル件ニ關シ目下檢討中ナリ

三十一月以降ニ於テセ配船ニ對スル根本的變更ナキ限
度在十成程度ノ

輸送力ヲ以ア推移スルモノト判断メ

國蘭還輸送全般ニ對スル判断別圖参照

1126